

特定外来生物（アカゲザル）防除実施計画の概要**(1) 計画策定・改定**

平成19年3月策定

平成24年3月改定（環境省告示の延長に伴う改定）

(2) 防除を行う期間

平成19年5月2日から令和3年3月31日まで

※目標が達成されるまで必要に応じ計画期間を見直す。

(3) 防除の対象

アカゲザル、アカゲザルとニホンザルとの交雑個体

(4) 防除区域

①集中防除区域（アカゲザル母群が生息する区域（館山市・南房総市））

②その他の区域（アカゲザル等ハナレザルが確認された区域）

(5) 防除の目標

集中防除区域では、アカゲザル等の速やかな全頭捕獲を目標とし、併せて農作物被害を削減・防ぐことを目標とする。

その他の区域では、生息状況を把握するとともに、できる限り迅速な全頭捕獲を目標として、予防的視点から防除対象とする。

(6) 捕獲方法

生息状況を把握しながら、集中防除区域において大型オリによる捕獲を実施

その他の区域で生息が確認された場合は、既存の事業により捕獲を実施

(7) 農地等の管理

農作物被害の削減・防除のために、農地や農村環境整備（放置農作物や生ごみの排除）をはかる。

(8) 普及啓発

アカゲザルの防除事業について、重要な施策であることを多様なメディアを活用して県民に啓発する。また、地域住民には防除の内容、計画、目標などの詳細について啓発する。

(9) 防除の実施体制

計画の実施にあたっては、地元市、地域住民、農業者、農業者団体、自然保護団体、研究機関等が連携して進める。

集中防除区域では、アカゲザル等防除連絡会を活用し、情報収集、被害状況の把握、情報の共有などに努める。

(10) 捕獲個体の個体情報の科学的分析

日本霊長類学会等の協力を得て、繁殖の状況、感染症等の状況、交雑の状況等について調査を行う。

捕獲個体の処理、解剖検査を行い、試料を一時的に冷凍保存・保管し、捕獲個体の骨標本を作成できる施設の整備を行う。

生物学的個体情報分析方法と必要技術を、県の関係機関やNGOに移転できる体制整備を図る。